

# 水害・土砂災害への備え

～ 早期の避難による安全の確保をめざして ～

国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 目 次

### 1. 説明会の背景と目的

### 2. 水害・土砂災害リスクの把握

### 3. 避難に必要な情報の入手方法

### 4. 避難確保計画（非常災害対策計画） の作成・避難訓練

## 1. 説明会の背景と目的

H28年8月30日 岩手県小本川の水害 時間最大雨量70mm(岩泉町)

○台風10号の雨により「グループホーム楽ん楽ん」と「介護老人保健施設ふれんどリー岩泉」(岩手県岩泉町)で、大きな被害が発生



国土地理院 撮影映像 2

## 1. 説明会の背景と目的

H28年8月30日 岩手県小本川の水害 時間最大雨量70mm(岩泉町)

○当時の施設の対応状況(報道資料より)

- ・施設の事務局長は「避難準備情報」が発令されたことをテレビで見えていたが、高齢者や身障者等、避難に時間がかかる人たちが避難を始めるべき情報と認識しておらず避難を開始しなかった
- ・小本川は「水かさを増していた」が、雨脚は「傘をささないぐらいとなっていた」ため、余裕があったと思った
- ・施設では火災を想定した避難マニュアルを作り、訓練もしていたが、水害を想定したものはなかった

## 1. 説明会の背景と目的 ～H27鬼怒川堤防決壊時の状況～

決壊した水は、あっという間に水かさを増し、家屋が流されるほどの勢いとなることも



4

## 1. 説明会の背景と目的

H21年7月21日 山口県防府市ほうふしの土砂災害 時間最大雨量51mm(防府市ほうふし)

○中国・九州北部豪雨により特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」で大きな被害が発生



5



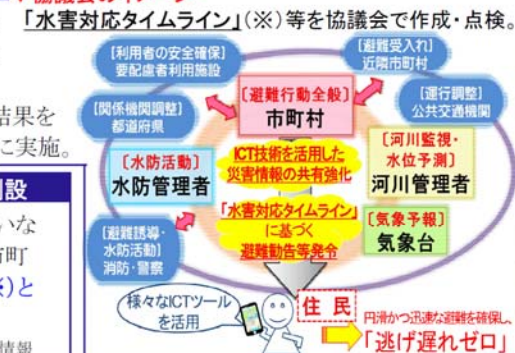
## H29 水防法改正の概要

### 1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

#### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

#### ▼協議会のイメージ



#### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

#### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

### 2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

#### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

#### 予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

#### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

#### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

6

## 1. 説明会の背景と目的 (各種基準等)

### 水 防 法

#### 第十五条

市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。

四 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合、施設名称及び所在地

□ 要配慮者利用施設で避難の確保を図る必要があると認められるもの

2 市町村地域防災計画において同項第四項に掲げる事項を定めるときは、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

二 要配慮者利用施設・・・施設所有者又は管理者及び自衛水防組織構成員

#### 第十五条の三

・・・・市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、・・・利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

7

## 1. 説明会の背景と目的 (各種基準等)

- 要配慮者利用施設については、厚生労働省省令及び関係法令等により水害・土砂災害を含む非常災害に関する具体的な対策に係る計画(「非常災害対策計画」)を定めることとされています
- また、非常時の備えとして定期的に避難・救出等の訓練を行わなければならないとも記載されています

### 厚生労働省令

#### 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(非常災害対策)

第八条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

#### 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(非常災害対策)

第三十二条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、…定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

8

## 1. 説明会の背景と目的

### ■水害・土砂災害に関する計画策定が進んでいない背景

- どの程度、水害・土砂災害リスクがあるのかが分からない
- 災害時の避難に必要な情報の入手先が分からない
- 避難のタイミングが分からない 等

水害・土砂災害に関する避難計画の策定は全国的に不十分！

国土交通省では、厚生労働省及び都道府県・政令市と連携し、全国の要配慮者利用施設の管理者に対して水害・土砂災害に関する理解を深めていただくための説明会を開催

- 水害・土砂災害に対するリスクの把握の仕方、避難に必要な情報等の解説と入手方法等の紹介
- 水害・土砂災害を対象とした避難計画等の追加

9

## 1. 説明会の背景と目的

## 2. 水害・土砂災害リスクの把握

## 3. 避難に必要な情報の入手方法

## 4. 避難確保計画（非常災害対策計画）の作成・避難訓練

10

### 2. 水害・土砂災害リスクの把握（目次構成）

○施設の立地場所には、**水害・土砂災害時にどんな危険性があるのか**を  
**事前に確認**しておきましょう

#### ★ステップ1 事前の確認 (水害・土砂災害リスクの把握)

※ 洪水予報河川、水位周知河川  
で把握出来ます

##### (1) 水害リスクが把握できる情報

- ①洪水浸水想定区域
- ②洪水ハザードマップ
- ③家屋倒壊等氾濫想定区域

##### (2) 土砂災害リスクが把握できる情報

- ①土砂災害警戒区域等
- ②土砂災害ハザードマップ

水害・土砂災害の発生の危険性を把握しましょう

#### ★ステップ2 災害時の確認 (避難情報・気象情報等の把握)



##### (3) 避難情報の把握

- ①避難情報の種類
- ②避難開始の目安

##### (4) 気象情報等の把握

- ①降雨の情報
- ②河川の水位情報・洪水予報
- ③土砂災害に関する情報

11

## 2. 水害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

洪水予報河川・水位周知河川とは？

○水害リスクは、施設周辺の河川が「**洪水予報河川**」、「**水位周知河川**」に指定されている場合、事前に確認することができます

### 河川の種類

#### ■一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

#### ■二級河川

一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

#### ■その他の河川

#### ■洪水予報河川

流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川

#### ■水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川

12

## 2. 水害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

○水害リスクは、洪水予報河川及び水位周知河川で作成されている「**洪水浸水想定区域図**」や「**洪水ハザードマップ**」で確認できます

※新たに平成27年7月から”想定し得る最大規模の降雨”を対象とした「**洪水浸水想定区域**」と「**家屋倒壊等氾濫想定区域**」を作成しています

(作成状況・予定については、各河川管理者に問合せ下さい)

### 河川の種類

洪水予報河川  
(419河川)

水位周知河川  
(1,572河川)

その他の河川  
(約19,000河川)

### 公表資料

洪水浸水想定区域  
(国、都県)

家屋倒壊等氾濫  
想定区域(国、都県)

洪水浸水想定区域  
が含まれる市町村  
において公表

洪水ハザード  
マップ(市町村)

※「その他の河川」における施設の水害リスクについては、過去の水害情報や雨の降り方等を参考として下さい

13

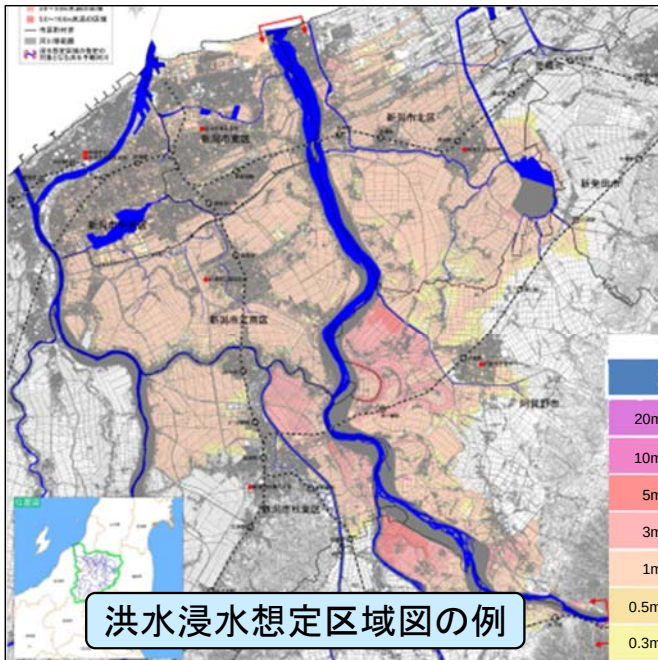


## 2. 水害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

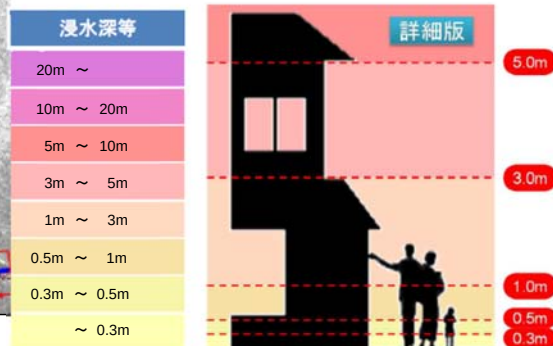
### (1) 水害リスクの把握 ①洪水浸水想定区域とは？

○洪水浸水想定区域は、対象とする河川が想定される最大規模降雨によって氾濫した場合に、その**氾濫水により浸水することが想定される区域**です



○洪水浸水想定区域図は、国または都道府県が作成し、

- 浸水想定区域
- 想定される水深
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等氾濫想定区域について公表



14

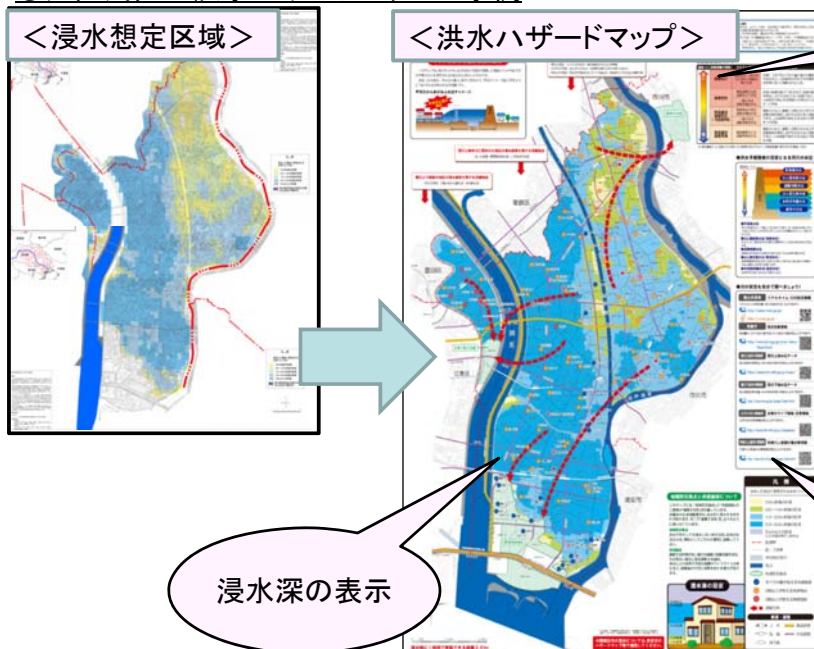
## 2. 水害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

### (1) 水害リスクの把握 ②洪水ハザードマップとは？

○洪水ハザードマップは、洪水浸水想定区域図をもとに市町村において、**避難の判断に必要な具体的情報**が記載されています。

○江戸川区の洪水ハザードマップの事例



○洪水ハザードマップは、市町村が作成し、

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所
- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称と所在地
- 早期の立退き避難が必要な区域(H28.4より追加)等について記載し公表

行政機関の  
連絡先 等

15



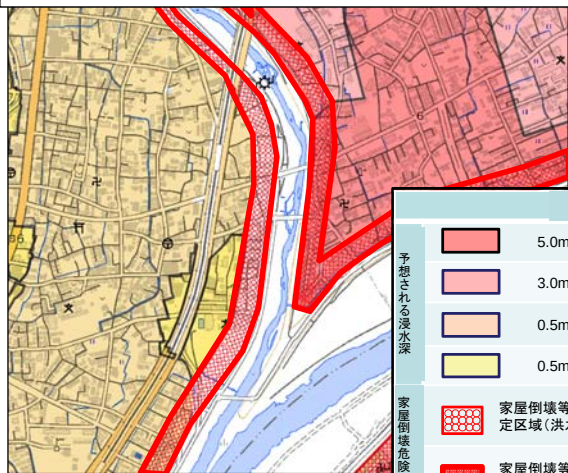
## 2. 水害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

#### (1) 水害リスクの把握 ③家屋倒壊等氾濫想定区域とは？

- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、**洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域**です
- この区域では、洪水時には避難勧告等に従って**安全な場所へ確実に立ち退き避難する**必要があります
- 洪水ハザードマップに記載される「早期の立退き避難が必要な区域」は、この区域も考慮して設定されています

家屋倒壊等氾濫想定区域の例



| 凡例       |                   |                                       |
|----------|-------------------|---------------------------------------|
| 予想される浸水深 | 5.0m以上            | 2階浸水                                  |
|          | 3.0m～5.0m未満       | 2階浸水                                  |
|          | 0.5m～3.0m未満       | 1階床上浸水                                |
|          | 0.5m未満            | 1階床下浸水                                |
| 家屋倒壊危険区域 | 家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫) | 堤防決壊等により、木造家屋が倒壊するような氾濫流が発生するおそれがある区域 |
|          | 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) | 木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸侵食が発生するおそれがある区域    |



堤防決壊等に伴う  
氾濫流による家屋倒壊等



河岸侵食に伴う家屋倒壊等

16

## 2. 土砂災害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

#### ○土砂災害の種類

- ①**がけ崩れ**: 急な斜面が崩れ落ちる現象。**突然起きる**ため、人家近くで発生すると**逃げ遅れる人も多く、人命を奪う**こともある
- ②**土石流**: 大雨などにより、巨石や土砂などが一気に下流へと押し流される現象。**高速で流れるため、一瞬のうちに人家などを壊滅**させる破壊力がある
- ③**地すべり**: ゆるやかな斜面がすべるように移動する現象。ゆっくりではあるが、移動する**斜面の規模が大きい**ため、**甚大な被害**を及ぼす

①がけ崩れ



②土石流



③地すべり



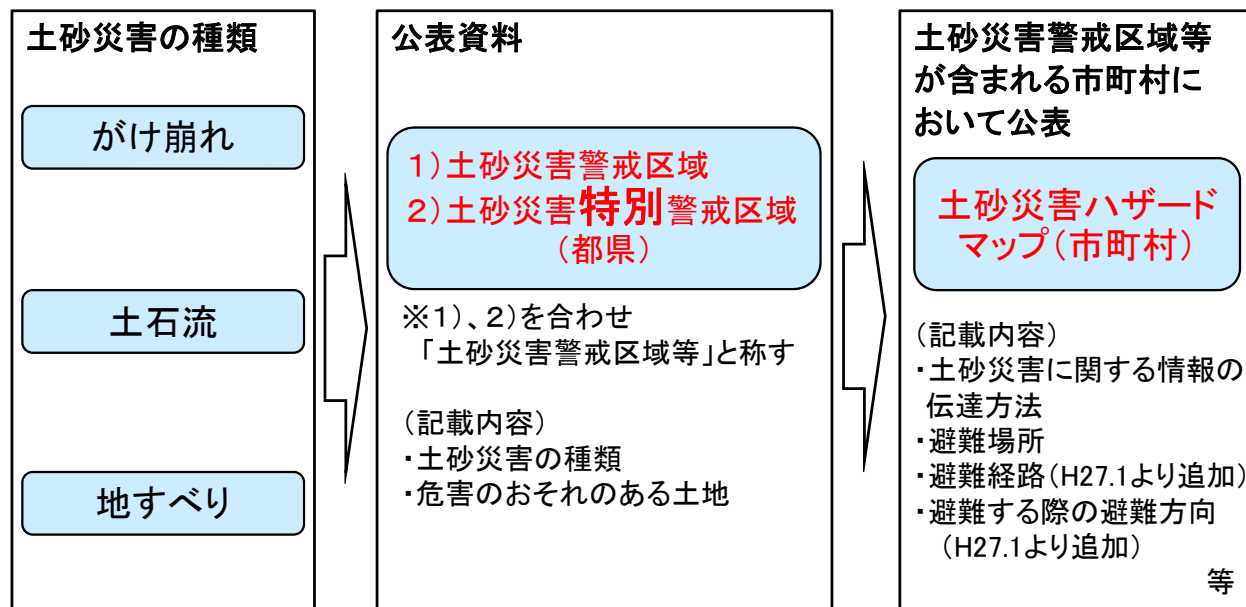
17

## 2. 土砂災害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

### (2) 土砂災害リスクの把握

- 土砂災害リスクは、施設が「土砂災害警戒区域」もしくは、「土砂災害特別警戒区域」に立地しているかを確認して下さい
- どちらかの区域内であれば、「土砂災害ハザードマップ」でさらに避難場所や避難経路等を確認して下さい



18

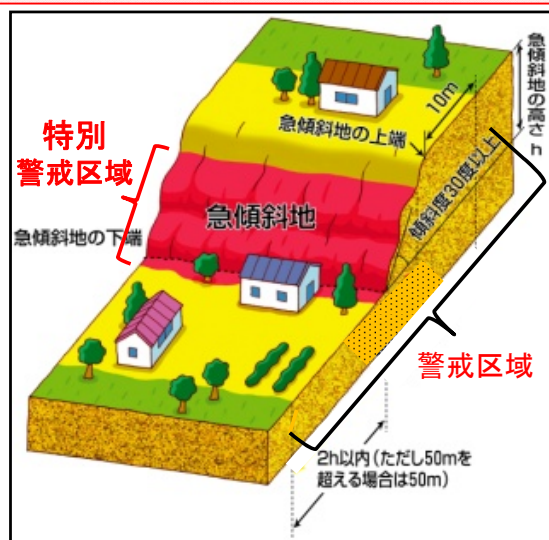
## 2. 土砂災害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

### (2) 土砂災害リスクの把握 ①土砂災害警戒区域等とは？

○土砂災害警戒区域は、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域です

○土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域です



急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域等の例

土砂災害警戒区域等は都県が指定し、  
 ➤土砂災害の種類  
 ➤危害のおそれのある土地  
 について公表



茨城県日立市の事例(急傾斜地)

19



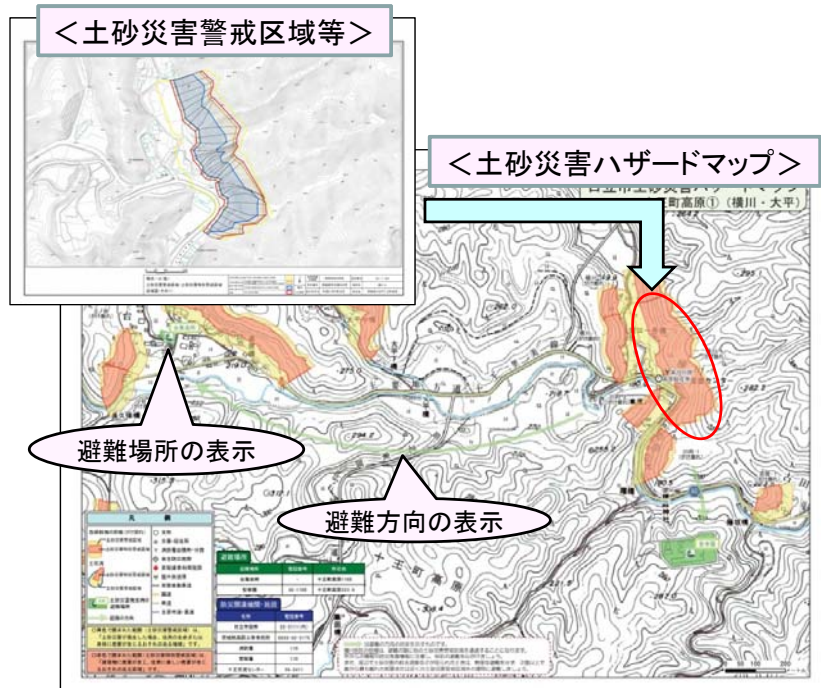
## 2. 土砂災害リスクの把握

### ステップ1：事前の確認

### (2) 土砂災害リスクの把握 ②土砂災害ハザードマップとは？

○土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域等をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び避難場所等を記載したものです

○茨城県日立市の事例



土砂災害ハザードマップは、**市町村が作成し、**

- 土砂災害に関する情報の伝達方法
  - 避難場所
  - 避難経路  
(H27.1より追加)
  - 避難する際の避難方向  
(H27.1より追加)
- 等について記載し公表

20

## 2. 水害・土砂災害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

### (3) 避難情報の把握 ①避難情報の種類(水害及び土砂災害)

○市町村が発表する避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」・「避難勧告」・「避難指示(緊急)」の3種類があります

○要配慮者利用施設では、自力避難が困難な方の利用も多く、避難に時間を要することから、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、避難を開始することが必要です

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

**避難準備・高齢者等避難開始**

- いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

**避難勧告**

- 避難場所へ避難をしましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

**避難指示(緊急)**

- まだ避難していない場合は、**直ちに**その場から避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

避難準備情報 ⇒ 「避難準備・高齢者等避難開始」

避難指示 ⇒ 「避難指示(緊急)」

に変更されました！

21

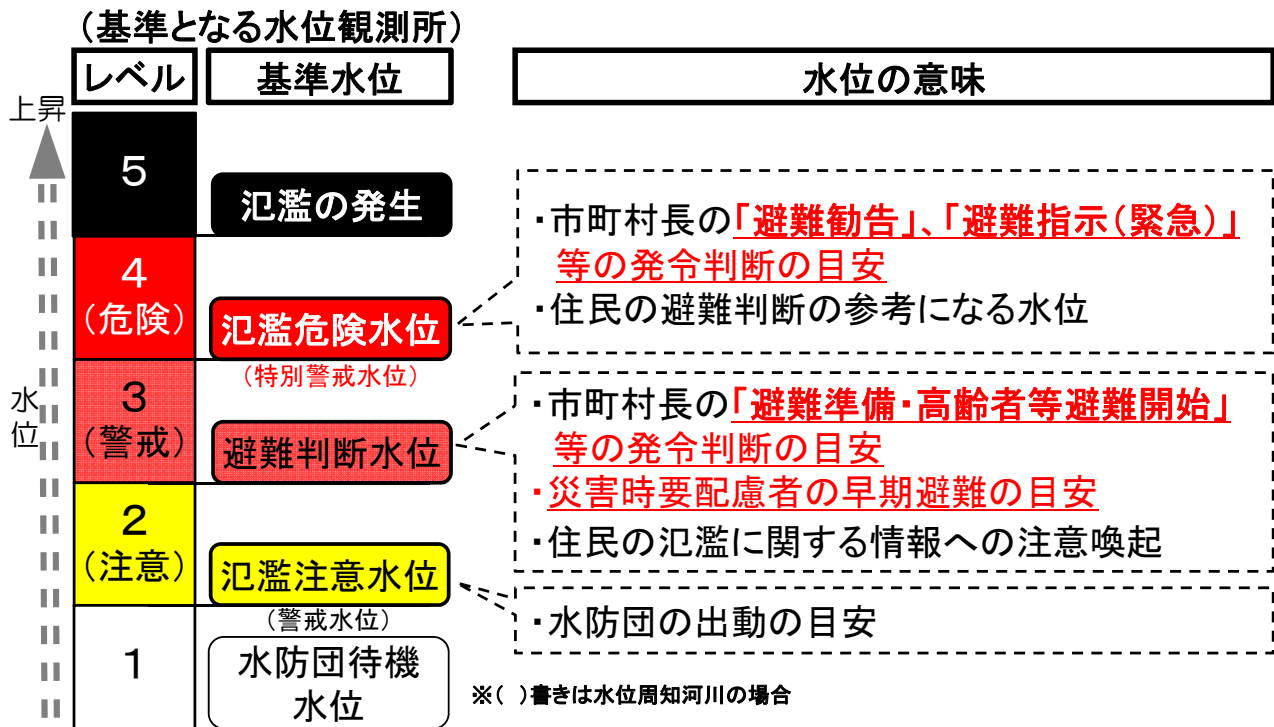


## 2. 水害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

### (3) 避難情報の把握 ②水害時の避難開始の目安

- 水位観測所では、**災害発生**の危険度に応じた**基準水位**が設定されています
- 基準水位において“**避難判断水位**”は要配慮者の避難の目安となっています



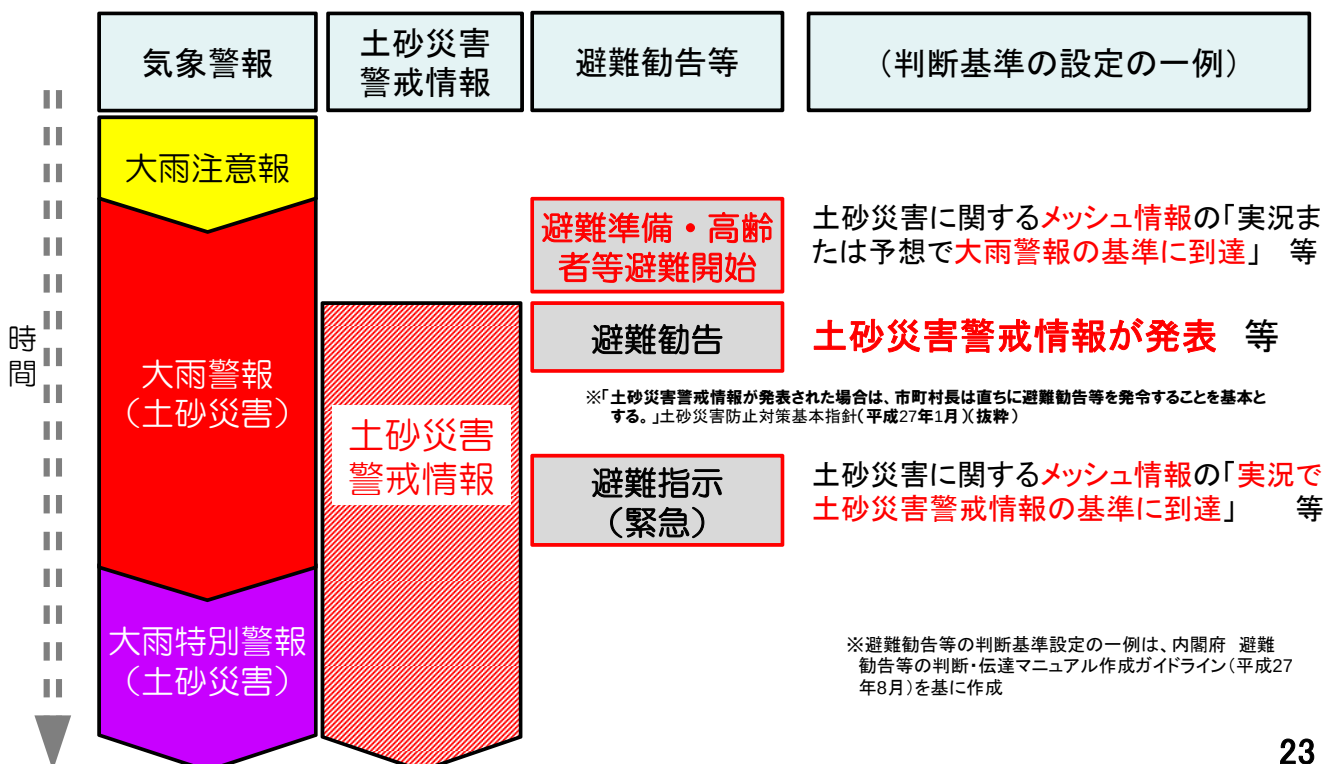
22

## 2. 土砂災害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

### (3) 避難情報の把握 ②土砂災害時の避難開始の目安

- 避難開始の目安については、**大雨警報(土砂災害)**を目安にしてください



23

## 2. 水害・土砂災害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

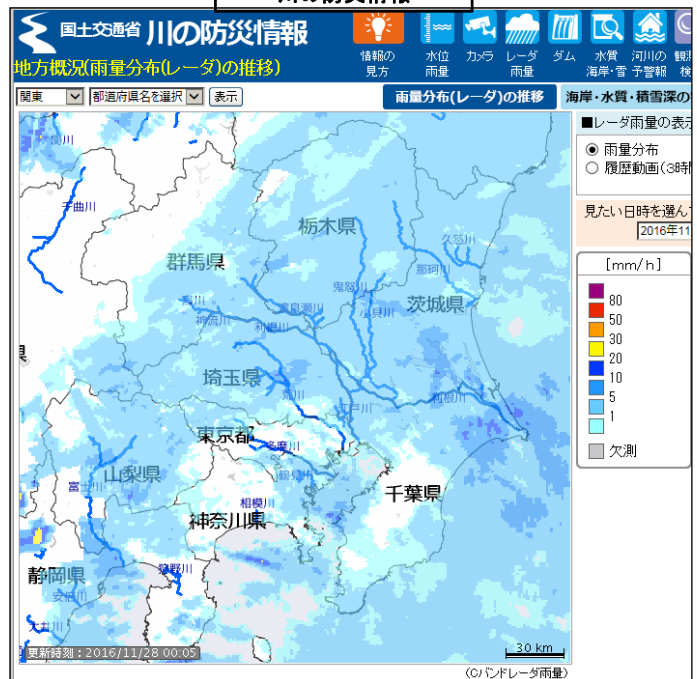
#### (4) 気象情報等の把握 ①降雨情報

- 降雨の状況は、「気象庁ホームページ」や「川の防災情報」等で確認できます
- 「気象庁ホームページ」では、6時間後の降雨予測も行っています

##### 気象庁ホームページ



##### 川の防災情報



24

## 2. 水害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

#### (4) 気象情報等の把握 ②河川の水位情報

- 水位観測所における水位は、ホームページで閲覧できます
- 観測所付近の川の断面と、観測された水位 (m) が表示されます



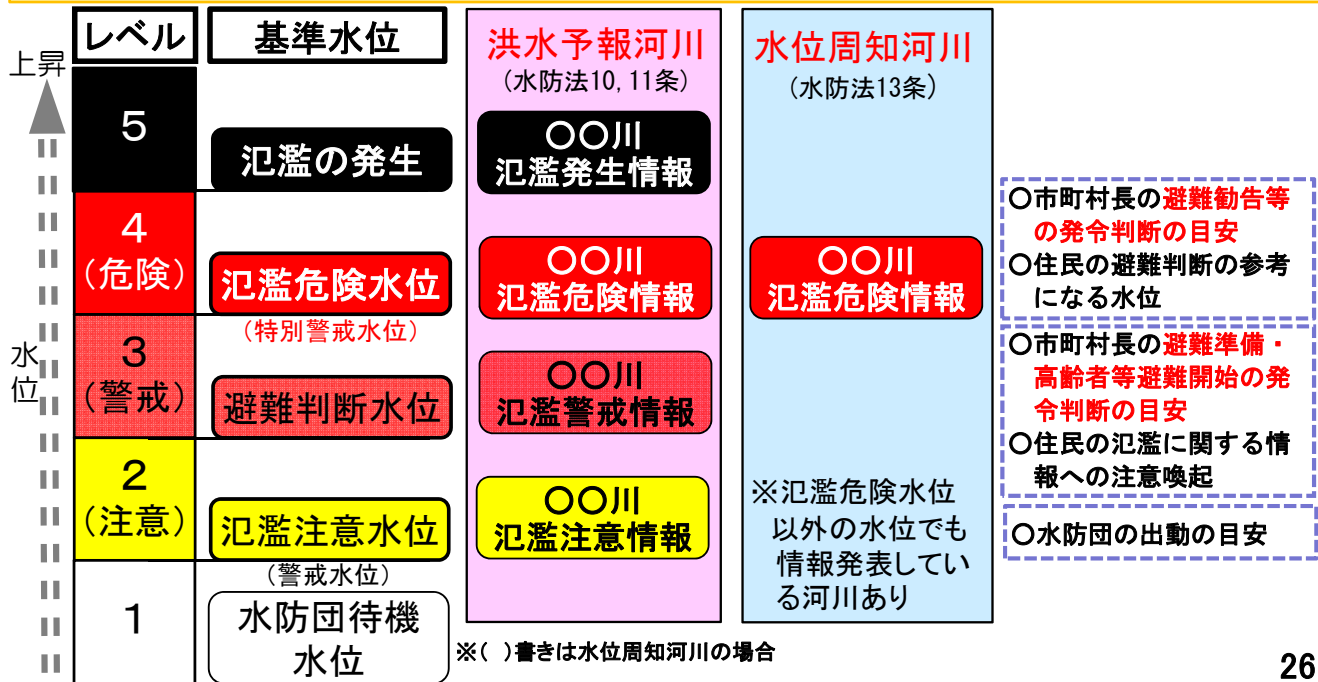
25

## 2. 水害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

#### (4) 気象情報等の把握 ②河川の洪水予報

○洪水予報河川、水位周知河川に指定されている河川では、水位の危険度(レベル)に応じてその状況を「洪水予報」(国交省または都道府県と気象庁共同)等にて通知・公表しています  
○「洪水予報」等は、都道府県を通じて関係市町村へ避難判断に参考情報として通知されるほか、TV等の報道機関を通じて公表されています



26

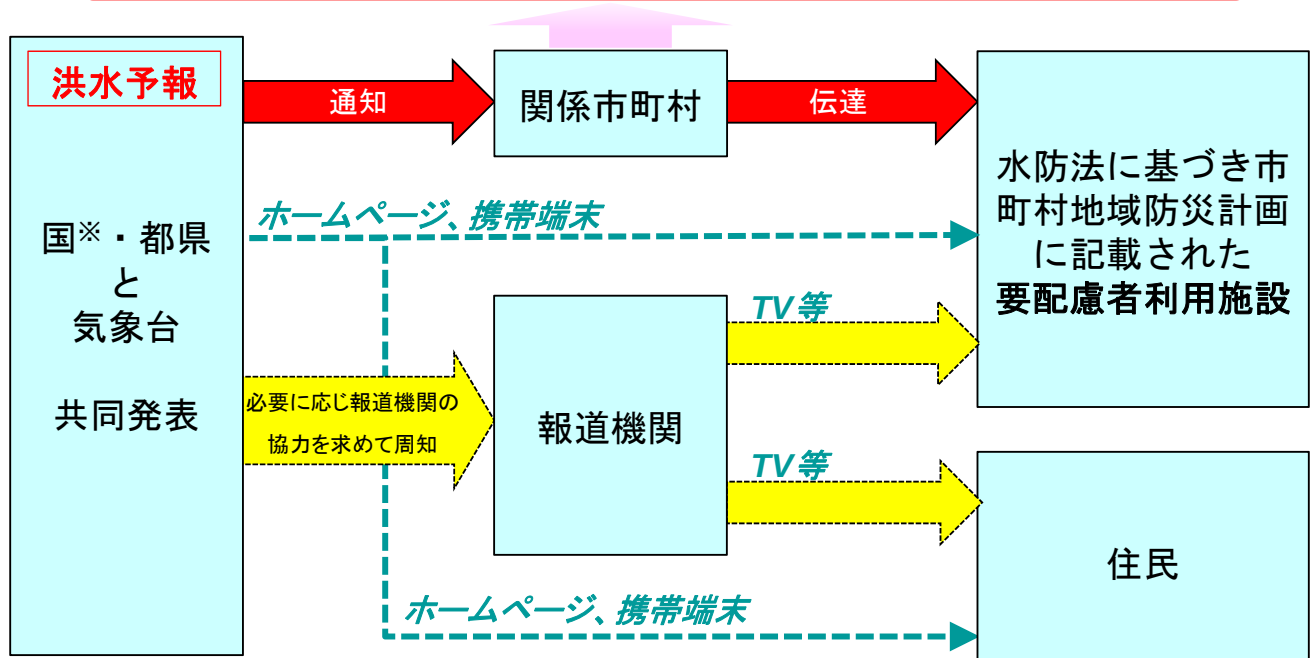
## 2. 水害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

#### (4) 気象情報等の把握 ②河川の洪水予報

##### 洪水予報の伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の目安



27

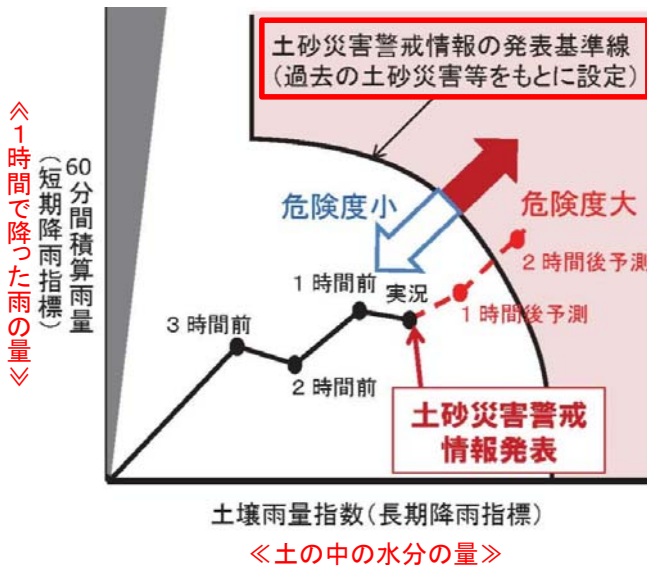


## 2. 土砂災害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

#### (4) 気象情報等の把握 ③土砂災害に関する情報

○土砂災害警戒情報は、過去の災害発生状況などで設定された基準を超えた、または超えると予測された場合に発表されます(都県・気象台の共同発表)



28

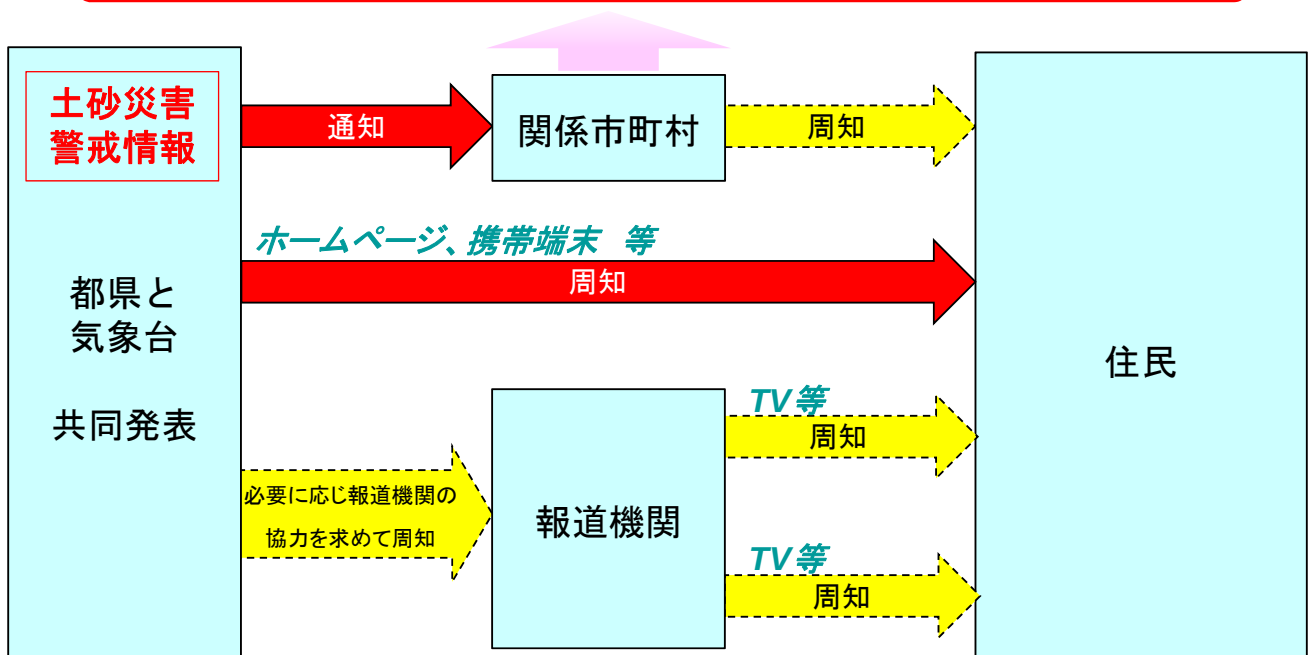
## 2. 土砂災害リスクの把握

### ステップ2：災害時の確認

#### (4) 気象情報等の把握 ③土砂災害に関する情報

##### 土砂災害警戒情報の伝達方法

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の目安



29

## 1. 説明会の背景と目的

## 2. 水害・土砂災害リスクの把握

## 3. 避難に必要な情報の入手方法

## 4. 避難確保計画（非常災害対策計画）の作成・避難訓練

30

### 3. 避難に必要な情報の入手方法

水害・土砂災害リスクの事前確認、大雨時の気象・水位情報、避難情報等避難に必要な情報は、国交省及び都道府県の各機関のHP他、「**気象庁HP**」、「**NHKデータ放送**」、「**民間サイト**」などから入手が可能

|                    | 事前に入手出来る情報   |                     |                   |              |                     | 大雨の際に入手出来る情報   |            |      |           |      |              |      |
|--------------------|--------------|---------------------|-------------------|--------------|---------------------|----------------|------------|------|-----------|------|--------------|------|
|                    | 水害関係         |                     |                   | 土砂災害関係       |                     | 気象情報<br>(各種警報) | レーダー<br>雨量 | 河川水位 | 河川<br>カメラ | 洪水予報 | 土砂災害<br>警戒情報 | 避難情報 |
|                    | 洪水浸水<br>想定区域 | 家屋倒壊等<br>氾濫想定<br>区域 | 洪水<br>ハザード<br>マップ | 土砂災害<br>警戒区域 | 土砂災害<br>ハザード<br>マップ |                |            |      |           |      |              |      |
| 国交省河川事務所HP         | ○            | ○                   |                   |              |                     |                |            | ○    | ○         |      |              |      |
| 都県HP               | ○            | (今後予定)              |                   | ○            |                     |                |            | ○    | ○         | ○    | ○            |      |
| 市町村HP              |              |                     | ○                 |              | ○                   |                |            |      |           |      |              | ○    |
| 気象庁HP              |              |                     |                   |              |                     | ○              | ○          |      |           | ○    | ○            |      |
| 川の防災情報             | ○            |                     |                   |              |                     | ○              | ○          | ○    | ○         | ○    |              |      |
| 川の防災情報<br>(スマホ版)   | ○            |                     |                   |              |                     | ○              | ○          | ○    | ○         | ○    |              |      |
| 浸水ナビ               | ○            |                     |                   |              |                     |                |            |      |           |      |              |      |
| ハザードマップ<br>ポータルサイト |              |                     | ○                 |              | ○                   |                |            |      |           |      |              |      |
| NHK(データ放送)         |              |                     |                   |              |                     |                |            | ○    |           |      | ○            | ○    |
| (例)yahoo! サイト      | ○            |                     |                   |              |                     | ○              | ○          | ○    | ○         |      | ○            | ○    |

\* 各情報については、各機関により未作成、公表できていない場合もありますので、詳細については各機関に問い合わせ願います

31

### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報

○「川の防災情報」は、パソコン、スマホ、携帯電話で入手が可能

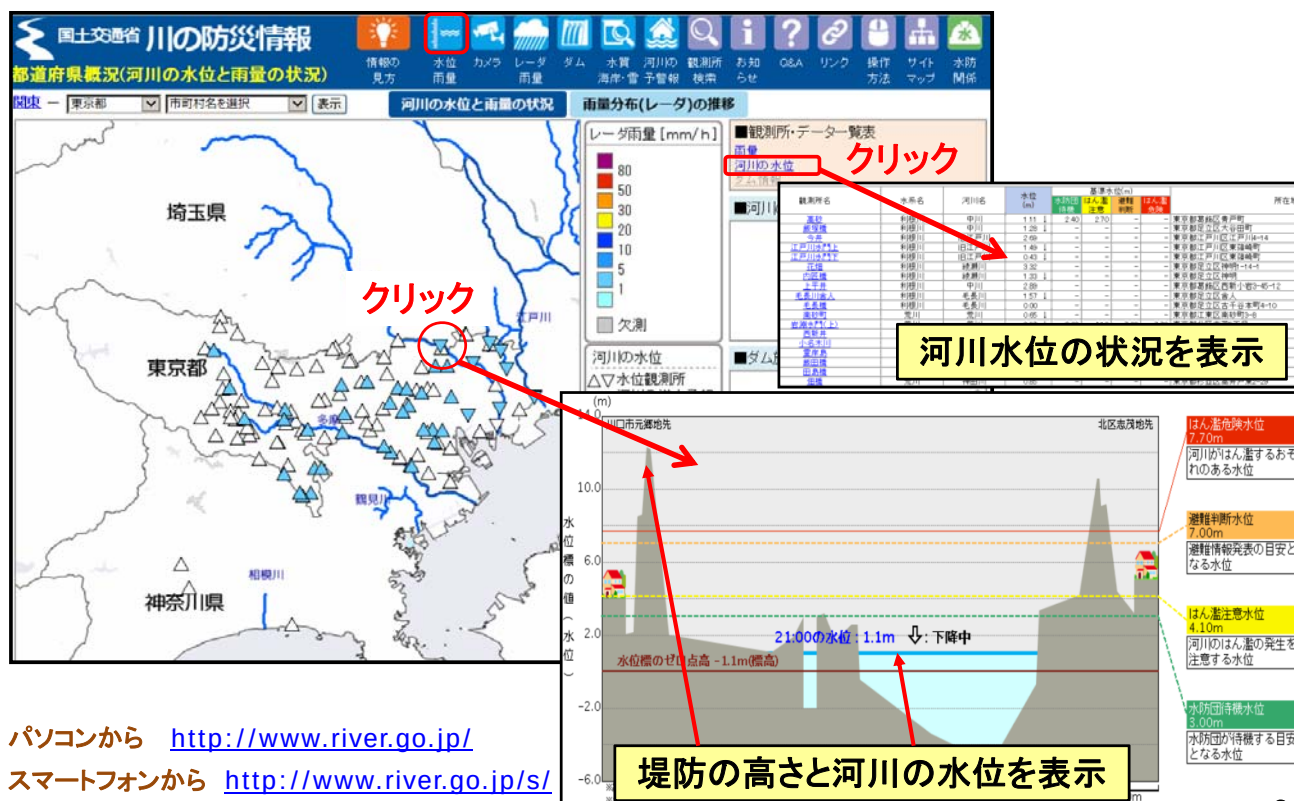


パソコンから <http://www.river.go.jp/>  
スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>  
**XRAIN**【拡大試行版】 <http://www.river.go.jp/x/>

32

### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報

## ○「川の防災情報」から河川の水位状況・危険度を確認①



パソコンから <http://www.river.go.jp/>  
スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>

33



### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報

○「川の防災情報」から河川の水位状況・危険度を確認②



34

### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (1)川の防災情報(スマホ版)

○ スマホ版「川の防災情報」から水位状況や映像等を確認

○ GPS機能を利用して、現在地の周辺の河川情報も入手が可能



35

### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (2) 気象庁ホームページ

○気象庁HPの「防災情報」から、土砂災害警戒情報や降雨予測などの情報を確認

※気象庁HP「防災情報」 <http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

国土交通省 気象庁

トップ画面

防災情報

千葉県土砂災害警戒情報 第1号

平成28年7月15日 13時05分

千葉県 国土地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】

市町村\* 松崎町\*

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概要＞

雨の続く大気のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

＜とるべき措置＞

急な土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告等の情報に注意してください。

問い合わせ先

043-223-9156 (千葉県気象台)

0479-32-0018 (松崎町気象台)

36

### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (3) NHKデータ放送

○「NHKデータ放送」から水位観測所の水位状況の入手が可能

d ①TVリモコンのボタンを押す。

②表示項目の中から「地域の防災・生活情報」を選択

③表示項目の中から「河川水位情報」を選択

基準水位観測所における河川の危険情報が表示されます

※水防団待機水位以上の場合に表示されます

| 水位観測所の状況 | 河川名 | 観測所名    | 自治体名    | 増減 |
|----------|-----|---------|---------|----|
| はん基危険水位  | 都幾川 | 野本      | 埼玉県東松山市 | ↓  |
| はん基注意水位  | 高麗川 | 坂戸      | 埼玉県坂戸市  | ↓  |
|          | 引地川 | 石川橋     | 神奈川県藤沢市 | ↓  |
|          | 声ノ湖 | 声ノ湖     | 神奈川県箱根町 | ↓  |
|          | 小糸川 | 中島      | 千葉県君津市  | ↓  |
| 水防団待機水位  | 多摩川 | 田園調布(上) | 東京都大田区  | ↓  |
|          | 浅川  | 浅川橋     | 東京都八王子市 | ↓  |

37



### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (4) 民間サイト

例: Yahoo! 「天気・災害関連メニュー」からも多くの情報が入手可能

河川水位情報 (Yahoo!天気・災害)

Yahoo!天気・災害 関連メニュー

Yahoo!ニュース 関連ニュース

Yahoo!検索 河川名の検索結果

※一部導線は現在準備中です。

3

<http://typhoon.yahoo.co.jp/weather/river/>

38

### 3. 避難に必要な情報の入手方法 (5) その他

#### (5) 新たな情報提供の取り組み (国管理河川)

- 平成28年9月から、スマートフォン等で「緊急速報メール」を活用した「洪水情報」の配信を鬼怒川エリアで開始し、平成29年5月からは配信エリアを順次拡大します
- 「緊急速報メール」は、**氾濫のおそれがある場合**（「氾濫危険水位」を超過した時点）及び**氾濫が発生した場合**に配信します

#### ○配信文案

##### ①河川氾濫のおそれ

##### 【見本】

(件名)  
河川氾濫のおそれ  
(本文)  
鬼怒川で氾濫のおそれ  
鬼怒川の川島（筑西市）付近で、水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
このメールは、常総市域に配信しています。  
(国土交通省)

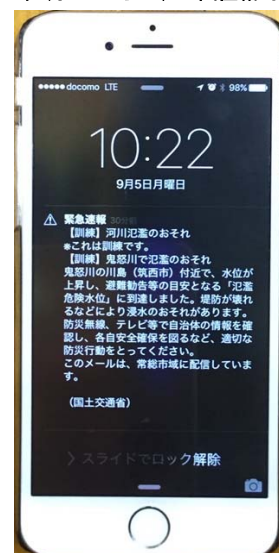
##### ②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

##### 【見本】

(件名)  
河川氾濫発生  
(本文)  
鬼怒川で氾濫発生  
鬼怒川の〇〇市〇〇地先（〇岸、〇側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ている。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
このメールは、常総市域に配信しています。  
(国土交通省)

※H28.9.5～ 鬼怒川・常総市で運用開始

※H29年5月1日からは、全国直轄河川に順次拡大



鬼怒川での配信訓練 (H28.9.5)



## 1. 説明会の背景と目的

## 2. 水害・土砂災害リスクの把握

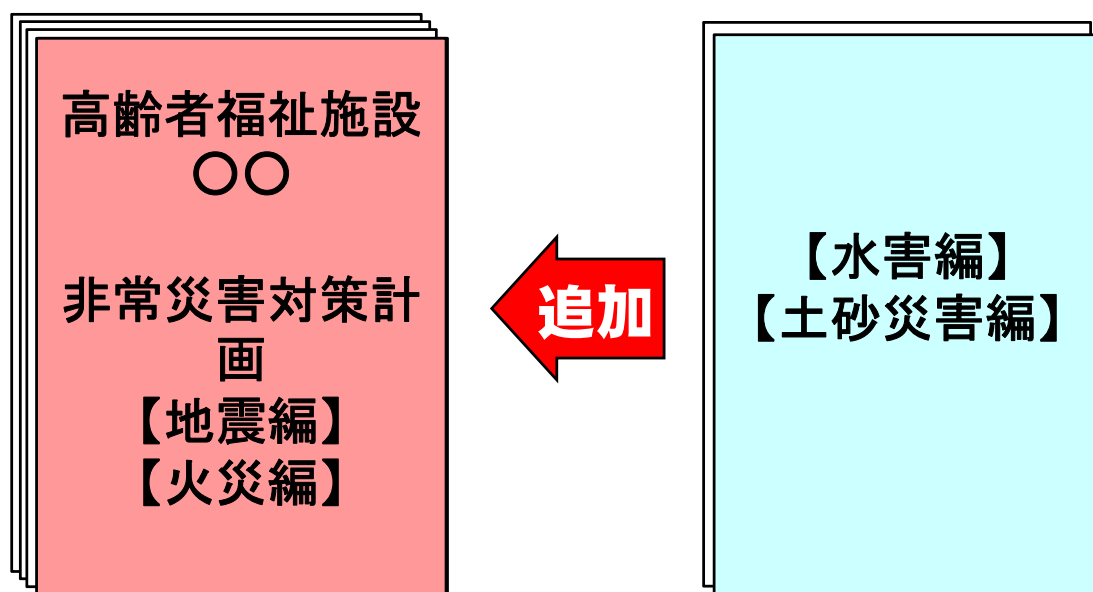
## 3. 避難に必要な情報の入手方法

## 4. 避難確保計画（非常災害対策計画）の作成・避難訓練

40

### 4. 避難確保計画（非常災害対策計画）の作成・避難訓練

○既存の非常災害対策計画に追加することで十分です



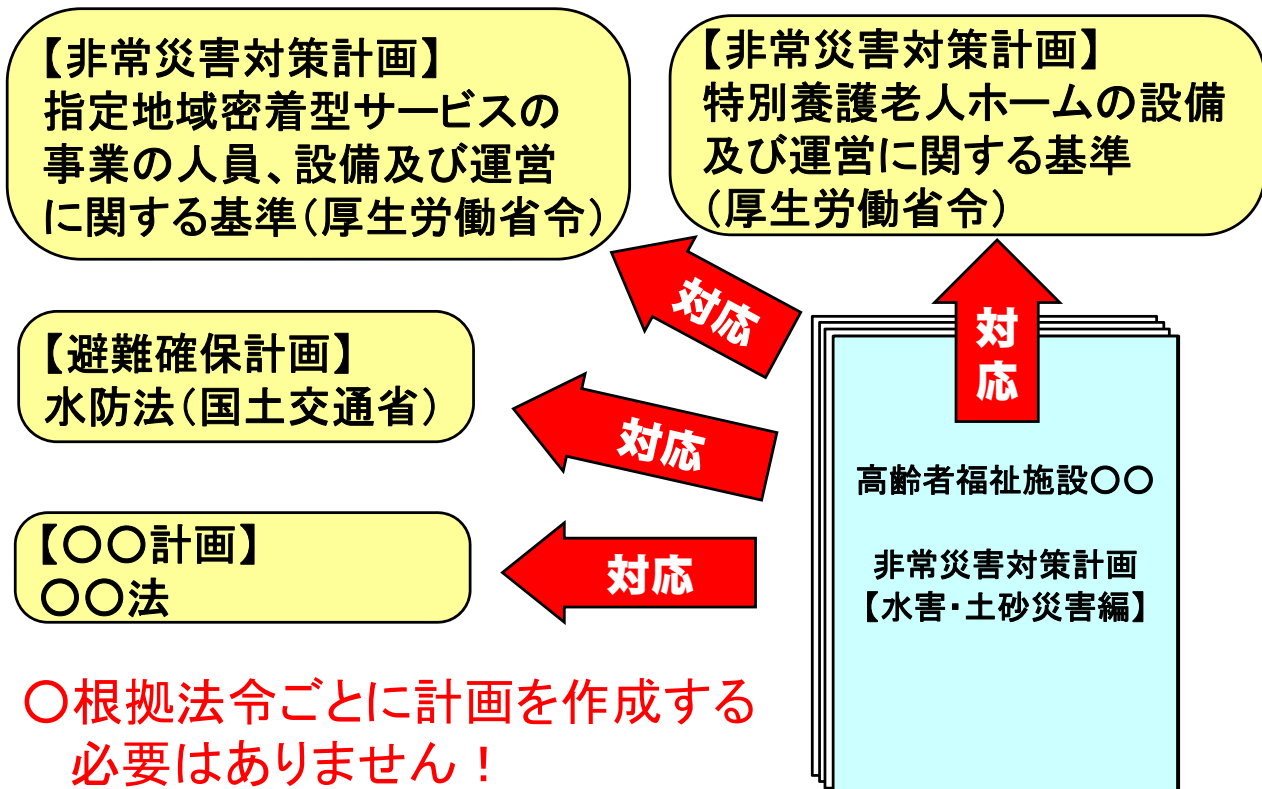
**ポイント！**

地震、火災を対象に作成された既存計画に水害・土砂災害にも対応可能となるように追加

41

## 4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

○避難確保計画(非常災害対策計画)は、1つ作成すれば十分です

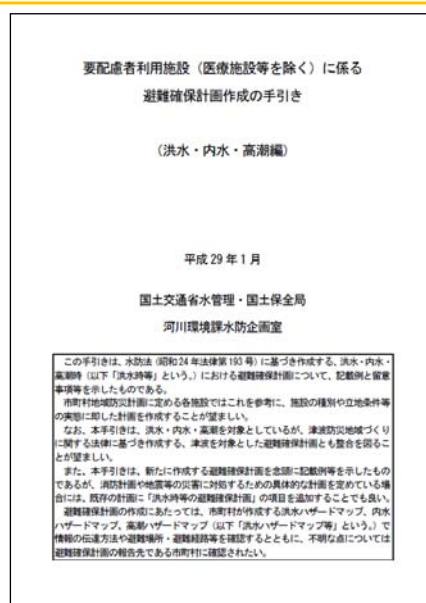


42

## 4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

### 避難確保計画作成の手引き

○国土交通省では、要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引きをホームページで提供しています



### 水防法に基づく避難確保計画に定めるべき事項

- 一 洪水時等の防災体制
- 二 利用者の洪水時等の避難の誘導
- 三 洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備
- 四 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施
- 五 自衛水防組織を置く場合、次の事項
  - イ 自衛水防組織が行う業務に係る活動要領
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
  - ニ その他の事項

パソコンから

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_suibou201701.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201701.pdf)

43

## 4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

### 《防災体制の記載例》

| 体制の種類 | 体制確立の判断時期                                                              | 活動内容                                                                          |
|-------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 注意体制  | 以下のいずれかに該当する場合<br>・洪水注意報発表<br>・〇〇川氾濫注意情報発表                             | ・洪水予報等の情報収集                                                                   |
| 警戒体制  | 以下のいずれかに該当する場合<br>・ <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u><br>・洪水警報発表<br>・〇〇川氾濫警戒情報発表 | ・洪水予報等の情報収集<br>・使用する資器材の準備<br>・保護者への事前連絡<br>・周辺住民への事前協力依頼<br>・ <u>要配慮者の避難</u> |
| 非常体制  | 以下のいずれかに該当する場合<br>・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令<br>・〇〇川氾濫危険情報発表                   | ・施設職員の避難                                                                      |

44

## 4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

### ○非常災害対策計画に記載する推奨事項(案)

- 立地条件
- 情報の入手方法
- 災害時の連絡先及び通信手段  
(自治体、職員、家族など)
- 避難開始のタイミング、判断基準
- 避難場所  
(地震と水害では避難場所が変わることも)
- 避難経路
- 避難方法
- 施設職員の人員配置、指揮系統など



【参考となるガイドブック】

全国グループホーム団体連合会HP 【防災ガイドBOOK】

45



## 4. 避難確保計画(非常災害対策計画)の作成・避難訓練

○水害・土砂災害に関する避難計画の策定をお願いします



46

## 本日のまとめ

要配慮者利用施設の管理者は、

### ◇事前の備え

施設の水害・土砂災害リスクを把握し、

- ①避難確保計画(非常災害対策計画)の作成
- ②計画に基づく訓練の実施

### ◇災害時の避難

台風など大雨の際には、「気象情報(気象庁)」、「河川情報(国・都県)」、「避難情報(市町村)」に注意し、

- ③「避難準備・高齢者等避難開始」の発令で速やかに避難開始

をお願いします

47

○**国管理河川・河川情報全般に関すること**

⇒ **国土交通省 関東地方整備局 水災害予報センター**  
電話 048-601-3151 (代表)

○**県管理河川・土砂災害警戒区域等に関すること**

⇒ **各都道府県 河川課 (河川担当課)**  
**砂防課 (砂防担当課)**

○**非常災害対策計画に関すること**

⇒ **各都道府県 各担当福祉部局**

○**避難情報・避難場所に関すること**

⇒ **市区町村 防災担当**

○**気象情報に関すること**

⇒ **各地域の気象台**

48

## 【参 考】

○用語の説明

○避難情報と求められる行動について

49

## 用語の説明(参考)

| 用 語            |        | 解 説                                                                                        |
|----------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 洪水浸水想定区域       |        | 想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域                                                         |
| 想定最大規模降雨       |        | 想定しうる最大規模の降雨であって、国土交通大臣が定める基準に該当するもの                                                       |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域    |        | 堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域                                            |
| 洪水ハザードマップ      |        | 洪水浸水想定区域と想定される水深を表示した図面に、市町村地域防災計画において定められた必要事項及び早期に立退き避難が必要な区域等を記載したもの                    |
| 早期の立退き避難が必要な区域 |        | 生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域など、市町村が地域の水害特性、社会特性に応じて早期の避難場所等への立退き避難が必要として設定した区域 |
| 洪水予報河川         |        | 流域面積が大きい河川で、洪水により重大又は相当な損害が生じるとして国又は都道府県が指定し、洪水の生じるおそれがあることを周知する河川                         |
| 水位周知河川         |        | 洪水により重大又は相当な損害が生じるとして国又は都道府県が指定し、あらかじめ定めた水位に達したときにその旨を周知する河川                               |
| 要配慮者利用施設       |        | 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条1項第四)                                      |
| 水位の位置付け        | 氾濫注意水位 | 水防団の出動の目安                                                                                  |
|                | 避難判断水位 | 市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起                                               |
|                | 氾濫危険水位 | 市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考になる水位                                                         |

50

## 用語の説明(参考)

| 用 語            |            | 解 説                                                                                                                       |
|----------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂災害警戒区域等      | 土砂災害警戒区域   | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(土砂災害防止法第七条第1項)                                                        |
|                | 土砂災害特別警戒区域 | 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域(土砂災害防止法第九条第1項)                                    |
| 土砂災害ハザードマップ    |            | 土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)を表示した図面に、市町村地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、及び避難場所、避難経路等を記載したもの |
| 土砂災害警戒情報       |            | 大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都県と気象台が共同で発表 |
| 土砂災害警戒判定メッシュ情報 |            | 土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報で、5km四方の領域(メッシュ)ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの<br>避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている    |

51



## 避難情報と求められる行動について(参考)

| 用 語           | 立ち退き避難が必要な住民等に求められる行動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。</li> <li>・特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |
| 避難勧告          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する(ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。</li> <li>・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)をとる。</li> </ul> |
| 避難指示(緊急)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</li> <li>・津波災害から、立ち退き避難する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                          |

内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より